

川口市子育て世帯訪問支援事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、川口市（以下、「本市」という。）が実施する子育て世帯訪問支援事業において、訪問支援の利用決定者からの申込受付、日程調整、訪問支援員の派遣及び実施時間数の管理等を一括して行う事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続き等に関し必要な事項を定める。

1 目的

0歳～2歳までの児童を養育する世帯・妊婦のいる世帯・出生後3年以内の多胎児を養育する世帯で、家事・子育て等に対し不安や負担を抱える世帯の居宅を、受託事業者が派遣する訪問支援員が訪問して家事・育児等の支援を実施することにより、子育てに対する不安感や負担感を和らげ、児童に対する虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 名 称 川口市子育て世帯訪問支援事業業務委託
- (2) 内 容 別紙「川口市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書（長期継続契約分）」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで。
ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であるため、この契約にかかる予算の減額又は削除があった場合は、契約日からこの期間の中途において当該契約を変更又は解除することがあることを了承の上、プロポーザルに参加すること。
なお、訪問支援の利用決定者からの申込受付開始は令和7年9月中旬（予定）からとする。月額で支払う事務管理費は、申込開始月分から支払い対象とし、申込開始月の翌月末に支払う。
- (4) 見積限度額 15,516,000円（第二種社会福祉事業のため非課税）
子育て世帯訪問支援事業が第二種社会福祉事業に該当するため、非課税。
契約時に第二種社会福祉事業の届出が必要。消費税分は、本市は支払わないので注意すること。
《内訳》年度ごとの上限額は以下のとおり。
令和7年度 5,717,000円（非課税）
令和8年度 9,799,000円（非課税）
- (5) 履行場所 利用者の居宅他

3 参加資格

このプロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

また、プロポーザルに参加する者が、契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 法人格を有し、令和7・8年度川口市物品入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。

- ※① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (3) 川口市有資格業者に対する入札参加等停止の措置基準の規定による入札参加等停止措置の期間中ではないこと。
 - (4) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中ではないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 1 5 日法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）及びそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。
 - (6) 暴力団又は川口市暴力団排除条例第 2 条（平成 2 4 年 1 0 月 1 日条例第 5 2 号）に掲げる暴力団員等若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人等でないこと。
 - (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている法人等でないこと。
 - (8) 会社更生法（平成 1 4 年法律 1 5 4 号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (9) 会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (10) 同一の案件に参加しようとする者のうちに、その者の代表者（見積り及び契約の締結権限を有する受任者を含む。）と同一人が代表者となっている者が含まれていない者であること。
 - (11) 労働基準監督署から是正勧告を受け、必要な措置の実施について未報告でないこと。
 - (12) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
 - (13) 令和 6 年 4 月 1 日以降に、子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和 6 年 3 月 3 0 日こ成環第 1 0 4 号こども家庭庁成育局長通知別紙）に定める子育て世帯訪問支援事業又は妊産婦・乳幼児のいる世帯に対し家事・育児支援を行う事業を、人口 5 万人以上の地方公共団体から受託し、完了した実績を有すること。

4 応募方法

参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。また、実施要領、仕様書及び各種様式等は全て川口市ホームページからダウンロードすること。

(1) 提出書類

以下のものを紙（提出部数分）及び電子データ（1 部）で提出すること。なお、電子データは、P D F 又は Microsoft Office 製品で閲覧可能な形式とすること。

ア 企画提案書（様式 1-1）

イ 事業概要調書（様式 1-2）

ウ 見積書（様式 2）

業務の履行にかかる費用はすべて委託料に含むものとする。

委託料は、①訪問支援費、②交通費相当額及び③事務管理費で構成される。

①訪問支援費及び②交通費相当額は、本市の川口市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（令和 6

年4月1日子ども部長決裁)に定める額とする。①訪問支援費及び②交通費相当額の詳細は仕様書を参照のこと。

③事務管理費は、この仕様書により実施する業務に必要な1月あたりの事務管理費を見積もること。ただし、最低単価は1月あたり47,000円とする。

エ 法人概要調書(様式3)

オ 財務の状況を示す書類(応募する日の属する事業年度の前年度又は前年度決算公表前の場合は前々年度のもの)

- ① 事業報告書
- ② 貸借対照表
- ③ 損益計算書
- ④ 財務分析表(様式4)

カ 法人及びその代表者に関する書類

- ① 定款又は寄附行為、規約、その他法人の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- ② 法人登記にかかる履歴事項全部証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)
- ③ 業務実績調書(様式5)
- ④ 誓約書(様式6)
- ⑤ 労働環境チェックシート

※企画提案書等は「7 審査項目」を踏まえて作成すること。

(2) 受付期間

令和7年6月6日(金)から令和7年7月7日(月)午後5時15分まで(必着)

(3) 提出方法

川口市子ども部子育て支援課まで、紙による提出分は郵送又は持参により提出。

郵送及び連絡先:〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市子ども部子育て支援課庶務係
電話 048-258-1112(庶務係直通)

電子データ送付先:川口市子育て支援課メールアドレス宛に送付。

子育て支援課メールアドレス:083.04001@city.kawaguchi.saitama.jp

※郵送の場合は郵便局が配達する書留郵便とし、提出期限内に必着のこと。発送日に上記子育て支援課庶務係までメール又は電話にて、発送したことを連絡すること。

※郵便事故については、本市は責任を負わない。また、提出期限を過ぎての提出は認めない。

※持参の場合は、川口市中青木1-5-1 川口市役所第二庁舎4階 子育て支援課窓口に、子育て支援課の業務時間内(平日午前8時30分~午後5時15分)に持参すること。

(4) 提出部数

紙による提出分 10部(正本1部、副本9部)

電子データによる提出分 1部

(5) 留意点

用紙サイズはA4に統一し、ホチキス等で左綴じしたうえで、インデックスに書類番号を記載の上、該当する書類に貼付すること。

なお、企画提案書（様式1-1）及び事業概要調書（様式1-2）については、提出期間中の差し替えは可とする。

また、各様式の枠内に記載内容が収まらない場合は、行を追加、行間を変更するなど適宜加工して記入し、ページ数が増えることも可とする。

(6) 参加資格の確認及びプレゼンテーション詳細の通知

- ①通知期限 令和7年7月11日（金）午後5時15分までに、参加の可否及びプレゼンテーションの日時等詳細を通知
- ②通知方法 法人概要調書（様式3）に記載されたメールアドレスへ通知
- ③出席者回答 参加可の通知を受けた応募者は、プレゼンテーション実施日の前日正午までに出席予定者の人数を下記5(2)の子育て支援課メールアドレス宛に連絡すること。

5 プロポーザル参加に関する質疑及び回答

(1) 受付期間

令和7年6月6日（金）から令和7年6月17日（火）午後5時15分まで（必着）

(2) 質問方法

質問書（様式7）を添付した電子メールを下記の子育て支援課アドレスあてに送信すること。

子育て支援課メールアドレス：083.04001@city.kawaguchi.saitama.jp

(3) 回答

令和7年6月24日（火）までに、川口市ホームページで公開する。

6 事業者の選定に関する事項

(1) プレゼンテーション審査

「川口市子育て世帯訪問支援事業業務委託事業者選定委員会」（以下、委員会）において、提出書類、事業者ヒアリング及びプレゼンテーションの内容により審査・採点し、最も審査点数が高い者を優先交渉事業者として選定する。ただし、企画提案書等の提出において、明らかな誤りや参加資格を満たさない場合には失格とし、プレゼンテーション審査を行わないこととする。

ア 審査の方法

- ① 評価は事業者ごとに評価基準に基づき行う。
- ② 評価項目の合計点が上位の者を優先交渉事業者として決定し、次に得点の高い者を次点の交渉事業者として決定する。
- ③ 最高得点者が複数あった場合は、委員長の得点が高い者を優先とする。
- ④ 参加事業者が1者の場合も選定を行う。
- ⑤ 審査の結果、審査基礎点の6割に満たない場合は、応募者が1者であっても、優先的交渉権として選定しないものとする。

イ プレゼンテーションの方法

日 時： 令和7年7月22日（火）（予定）

実施場所： 川口市役所第二庁舎 地階 第2会議室（予定）

実施内容： ① 事業者は、市側で用意するプロジェクターに対応する端末を用意し、プレゼンテーションにはPowerPointを使用すること。審査時間が延長しないよう、端末の設定は、5分程度で行うこと。

② 提出した企画提案書に記載された内容に沿って説明を行い、補足等が必要な場合は企画提案書の内容を逸脱しない範囲で行うこと。追加資料の配布は禁止する。

所要時間： 準備5分、プレゼンテーション20分、質疑応答15分、片付け5分程度とする。

機材： 市側で用意する機材はスクリーン、マイク、プロジェクター(EPSON【型番】EB-992F)とする。

その他： ① プレゼンテーションに参加する人数は3名までとする。また、WEB会議方式による参加は、感染症のまん延等による場合を除き、原則として認めない。

② 事業者による録音、録画は禁止する。

③ 事業者(説明者)は、委員会の委員及び事務局として参加する子育て支援課職員の指示に従い説明等を行うこと。また、事務局が議事録作成のため録音する場合があることを了承の上、プレゼンテーションに参加すること。

(2) その他

事業者の選定にあたっては、提出書類の審査及び(1)のプレゼンテーション審査によるが、必要に応じ、委員会から追加資料の提出を求める場合がある。

7 審査項目

(1) 支援内容

ア 事業目的に対する理念や考え方について

イ 妊婦、0～2歳児のいる世帯及び出生後3年以内の多胎児のいる世帯に対し実施可能な支援について

ウ 周知用チラシ及び申込用ホームページの作成について

エ 予約申込受付、計画書作成及び利用者負担額の受領方法について

(2) 事業の管理運営について

ア 人員配置及び運営体制について

イ 訪問支援員の確保・研修体制について

ウ リスクマネジメントについて

(3) 応募法人について

ア 地方公共団体から受託している子育て世帯訪問支援事業又は類似の事業の運営実績について

イ 財務の状況について

(4) 見積額について

見積額の内、事務管理費の妥当性について

8 審査結果の通知方法について

審査結果については、令和7年8月上旬までに全応募者に対し文書にて通知するものとする。ただし、選定の過程等、選定結果通知に記載した内容以外の質問には回答しない。

9 募集スケジュール

時期（予定）		内容
令和7年度	令和7年6月6日（金）	公募内容の公表（市ホームページ）
	令和7年6月17日（火）	質問書締切
	令和7年6月24日（火）	質問書回答
	令和7年7月7日（月）必着	提出書類の提出期限
	令和7年7月22日（火）（予定）	プレゼンテーション審査
	令和7年7月下旬～8月上旬（予定）	事業者の選定（結果通知の送付）
	令和7年8月上旬	契約締結
	令和7年9月中旬	利用者申込受付開始

10 失格事項

以下の項目に該当する場合は、委員会に諮ることなく失格とする。

- (1) この要領に定める手続以外の方法により本市職員及び市関係者等にプロポーザルに対する援助を求めた場合
- (2) 提出方法及び提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- (5) 本要領「3 参加資格」を満たしていない場合
- (6) 選定期間中（提出書類の提出後から選定結果の通知まで）に委員会の委員に接触等した場合
- (7) 見積書（様式2）記載の金額が見積限度額を超えている場合
- (8) プレゼンテーションに参加しなかった場合

11 契約条件

- (1) 優先交渉権者となった事業者は、提出書類及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、応募時の見積額内で業務内容を追加する場合等、市と協議の上必要に応じて仕様書等の変更を行い、契約を締結するものとする。

なお、優先交渉事業者が何らかの理由により契約が不可能となった場合は、次点の者を優先交渉事業者として協議し、契約交渉を行うこととする。

- (2) 契約締結にあたっては、契約用の正式な見積書を提出すること。プロポーザル時に提出された見積書の金額を超えた見積は認めない。
- (3) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することはできない。業務の一部を他に委託する場合は、市と協議し、市の承認を得ること。
- (4) 業務の実施に際して個人情報を取り扱うとき又は取得したときは、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

- (5) 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として契約を行うため、契約を締結した日の属する年度の翌年度の本市の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができることを条件に契約を締結する。
- (6) その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則による。

1.2 提出書類について

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、川口市情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合がある。また、担当課が受監する定期監査及び包括的外部監査の対象になる場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差し替えは、本市から指示があった場合を除き認めない。

1.3 その他

- (1) 本プロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由により、このプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (2) 本プロポーザルに関連して知り得た情報は、応募目的以外で使用することや、第三者に漏洩することを禁止する。
- (3) 応募した後に辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。
- (4) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、本プロポーザルの評価に必要と本市が判断した場合は、事前の連絡なく無償で複製できるものとする。また、本市は提出書類を保存及び記録し、法令又は本市の条例及び規則等の規定により公表の必要が生じたときは、事前の連絡なく無償で公表できるものとする。
- (5) 事業計画の中止等により発生した損害等について、川口市は一切責任を負わないものとする。
- (6) 本事業の実施にあたっては、契約時の仕様書を遵守するものとする。
- (7) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合及びプロポーザルの際に提出した書類に虚偽内容の記載があったと判明した場合並びに選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権を取消又は契約を解除することができる。

1.4 担当（問合せ/提出先）

〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市 子ども部 子育て支援課庶務係（川口市役所第二庁舎4階）

TEL：048-258-1112 FAX：048-255-3188

子育て支援課メールアドレス：083.04001@city.kawaguchi.saitama.jp